「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針(案)」に関する意 見の募集について寄せられた御意見について

> 平成24年11月30日 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 農林水産省食料産業局食品製造卸売課 農林水産省生産局農産部貿易業務課

カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針(案)について、平成24年10月17日から平成24年11月4日まで、厚生労働省のホームページを通じて御意見を募集しましたところ、20人の方々から御意見をいただくとともに、平成24年10月23日に福岡において開催したカネミ油症患者団体への説明会においても御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見を整理・要約し、それらに対する回答について、以下の とおり取りまとめましたので公表いたします。なお、取りまとめの都合上、いただいた 御意見は適宜要約しております。

今回御意見をお寄せいただきました方々のご協力に、厚く御礼申し上げます。

番号	項目	御意見の概要	回答
1	関	・国が直接医療券を支給するなど、	国は、「カネミ油症患者に関する
	係 者	被害者を直接救済してほしい。	施策の総合的な推進に関する法
	\mathcal{O}		律」(以下「法」という。) に規定
	責務		された国の責務を踏まえ、本指針
			に基づいて、原因事業者であるカ
			ネミ倉庫株式会社による医療費や
			一時金の残余等の支払が確実に実
			施されるよう、その状況について
			把握するとともに、必要に応じて
			カネミ倉庫株式会社に対する指導
			を行っていきます。
2		・PCB を製造したカネカにも患者を支	法において、原因事業者は、カ
		援する責任があるのではないか。	ネミ油症が生ずる原因となった食
		・被害の回復を支援するために必要	用油を製造した事業者と規定され
		な施策を行う主体はカネミ倉庫に限	ており、本指針においても、法に
		る必要はなく、カネミ倉庫以外に対	沿って原因事業者の責務を具体化
		する取組についても記載すべき。	しています。

			Street, Salar Sala
3		「国及び自治体は、本法の施行及 び今後の実施にあたり、カネミ油症 患者の要望及び意見に十分配慮す る」を付け加えてほしい。	ご指摘を踏まえ、指針第七(3) に、「国は、カネミ油症患者の要望 及び意見を把握し、施策」と追記 します。
4		・原因事業者の事業継続が困難となった場合は、当該原因事業者に代わり国が直接医療費等の支払いを行うのか。	法附則第3条は、経済的社会的環境の変化その他の事情により原因事業者の事業の継続が困難となることが明らかとなった場合には、「この法律の規定について速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と規定しており、具体的措置については、明示されておりません。いずれにせよ、国としては、原因事業者の事業の継続が困難となることがないよう、事業の実施状況等を把握し、必要な指導を行っていきます。
5	医療費の支払	・医療費については、「医療費(通院のための交通費を含む。)」とされているが、その範囲を広くとらえ、できるだけ限定しないでほしい。 ・直接的な医療費だけでなく、食費や家族の交通費等の経費についても対象としてほしい。 ・支払対象となる医療費の基準を明確化するとともに、確実に医療費が支払われるように必要な監視、指導を行ってほしい。	国としては、原因事業者からカネミ油症患者への医療費の支払が適切になされるべきと考えております。その具体的な範囲や方法等については、指針第七(3)に規定する協議の場において、検討していくものと考えております。また、国は原因事業者に対する支払いが適切に行われているか等について把握するとともに、必要に応じて原因事業者に対する指導を行っていきます。

6	一時金	・指針第二の「一時金」とは何を意味するのか。	過去の、カネミ油症患者と原因 事業者との間の訴訟上の和解等に おける一時金を意味します。この 意味が明確になるよう、指針前文 の「一時金」を「過去の訴訟上の 和解等に基づく一時金」と修正い たします。
7		・指針第二(2)に「一時金の残余の支払に適切に充てられるようにする」とあるが、この支払は、これまでに訴訟を提起した者のみが対象となるのか。また、死亡者の家族にも支払うべきではないか。	法第三条本 業名に 「原、大神」と 大神、大神、大神、大神、大神、大神、大神、大神、大神、大神、大神、大神、大神、大

8	健康実態調査	・健康実態調査の調査票については 患者の意向も考慮するとともに、簡 便なものにしてほしい。 ・検査内容は数値だけなので細かい 体調や苦しみが伝えられない。検査 内容に問診等の追加を希望する。 ・高齢者、目が見えない被害者など、 何らかの理由で自己記入が困難な者 への配慮をお願いしたい。	健康実態調査については、患者の方々の意向に配慮し、過度な負担とならないようできるだけ簡便な内容にするとともに、必要に応じ、記入の介助等が行われるよう努めたいと考えております。
9		・健康調査支援金等が課税対象とならないよう配慮して欲しい。 ・健康調査支援金等が生活保護費から差し引かれたり、児童扶養手当等に影響がないよう、配慮して欲しい。	健康調査支援金等の税制上の扱い、生活保護や児童扶養手当における取り扱いについては関係省庁と連携して検討を行っていきます。
10		・現在生存していても、健康調査支援金の支給決定日に対象者が死亡している場合はどうなるのか。 ・健康調査支援金は死んだ家族の分も遺族年金として受け取れるようにしてほしい。	健康調査支援金の支給は、健康 実態調査の実施時点で生存し、調 査にご協力いただいた方を対象と しています。
1 1	認定基準の見直し	・患者の2世、3世も救済の対象を 広げてほしい。 ・事件当時胎児だった者も認定の対象にしてほしい。 ・様々なデータに基づいて、より抜本的な診断基準の見直しを行ってほしい。	認定基準の見直しについては、 平成24年8月28日に参議院厚 生労働委員会において行われた附 帯決議を踏まえ、カネミ油症事件 が発生した当時の同居家族でポリ 塩化ビフェニル等が混入した食用 油の摂取等を原因とする健康被害 を受けた者が、家族内で認定結果 が分かれることのないよう、診断 基準を拡大する方向で速やかに結 論をとりまとめるよう、油症治療 研究班に対して要請することとし ています。 カネミ油症患者の2世・3世の 方等は、「カネミ油症事件が発生し

た当時の同居家族」には該当しな いことから、当該要請の対象とは なっておりません。なお、指針第 4において、診断基準については、 今後とも、カネミ油症患者に関す る調査研究の成果、検診の結果等 を踏まえ、最新の科学的な知見に 基づいて随時見直しを行っていく こととしています。 1 2 ・地域により患者の認定に違いがな 患者の認定については、診断基 いようにしてほしい。 準に基づいて、適切に判断がなさ ・患者の認定については、過去の検 れるよう、認定を行う地方自治体 診記録や当時の状況の聞き取り等も への情報提供等に努めていきま 加味してほしい。 す。 13 ・同居家族内で認定結果が分かれる 今般の診断基準の見直しは、平 ことのないよう診断基準を見直すこ 成24年8月28日に参議院厚生 とは、医学的見地からの問題はない 労働委員会において行われた附帯 のか。救済は必要と考えるが、認定 決議を踏まえ、油症の発生当時に、 という言葉は医学的見地から正しく 食事を共にしていた同居家族が、 ないのではないか 家族でありながら認定が分かれて ・食べていない人が認定されては不 いるという特別な事情に鑑みて行 公平なので、安易な認定はしないで うものです。このため、こうした ほしい。 趣旨を踏まえて検討するよう、油 症研究班に要請することとしてい ます。

1 4 ・認定患者の家族内未認定生存者の 認定基準の見直しについては、 救済は、認定患者の生存が条件か、 平成24年8月28日に参議院厚 生労働委員会において行われた附 否か。 帯決議を踏まえ、カネミ油症事件 が発生した当時の同居家族でポリ 塩化ビフェニル等が混入した食用 油の摂取等を原因とする健康被害 を受けた者が、家族内で認定結果 が分かれることのないよう、診断 基準を拡大する方向で速やかに結 論をとりまとめるよう、油症治療 研究班に対して要請することとし ています。この中の、「カネミ油症 事件が発生した当時の同居家族」 の趣旨としては、認定患者が現在 まで生存していることを条件とは 考えておりません。 1 5 ・研究班が十分なリサーチをできる 今後も油症治療研究班への助成 調 査及び を行い、ダイオキシン類の生物学 環境を整えてほしい ・患者の二世・三世を含めた研究を 的毒性の解明及び症状の緩和並び 研 にダイオキシン類の排泄促進その 進めてほしい。 究 ・油症治療研究班以外にも多様な主 他の治療方法の開発等、様々な観 体が研究に携わるべき。また、研究 点から、カネミ油症に関する調査 班において蓄積された詳細な情報を 及び研究の効果的な推進を図って 公開するなど様々な研究者による検 いくこととしています。 証が可能な環境を作るべきである。 また、25年度の厚生労働科学 研究において、ダイオキシン類の ・ダイオキシン類被害の解明と治療 法の開発のため、被害者、支援者、 濃度と発達との関係等についての 関係者の要望を十分に活かし、他の 研究を公募するなど、油症研究班 研究の推進とともに助成を広げて頂 以外にもダイオキシン類に関する きたい。 研究を実施していく予定です。 こうした研究に加え、国内外の

> 様々な研究成果を活用しながら、 油症対策を進めていきたいと考え

ています。

_	r		
			油症治療研究班に蓄積される最 新の研究成果や医師の治療の参考 となる症例集について、全国の医 療機関に対してインターネット等 により速やかに情報提供していき ます。
16		前文において、国は、油症治療研究班に対し、研究、検診、相談等に係る事業の実施に要する費用の一部を助成してきた、とあるが、油症治療研究班の費用の残りは誰がどのようなかたちで負担しているのか。	油症研究班に対する国庫補助については、補助要綱上、費用の一定額を補助するとなっていることから、このような記載としていますが、現在は、事実上、費用の全額を補助しています。
1 7	油症患者受療券	・油症患者受療券が利用できる医療機関を拡大してほしい。特に、公立病院や総合病院を主体として指定をしてほしい。 ・医療機関拡大のため、医師会や病院団体等への周知・広報も必要である。	油症患者受療券の利用可能な医療機関については、カネミ油症患者のご要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関等と調整し、対象となる医療機関数の拡大を図ることとしています。
18		油症患者受療券が医療機関に受け 入れられるよう、受療券に厚労省の 名称を入れるなど厚労省が関与して ほしい。	今後、油症患者受療券を使用できる医療機関を厚生労働省ホームページで公表し周知するなど、油症患者受療券の普及に資するための対策を講じていきます。

1 9	相談体制	未認定の人の相談先を設ける、医療費の支払窓口を設ける、相談員の人員を拡充するなど、相談体制を増強してほしい。	指針第六に記載しているように、国は油症相談員による取組を支援するとともに、関係都道府県と連携して、カネミ倉庫株式会社による医療費の支払い等に関するカネミ油症患者からの相談に対応していくこととしています。
2 0		相談事業については、その概要(主な相談内容等)を公表するべき。	相談事業については、厚生労働 省ホームページ等を通じて周知を 行うとともに、今後、他の患者の 方々にも活用していただけるよ う、その主な相談内容等を公表す ることについて、油症治療研究班 とともに、検討していきます。
2 1	情報提供	・カネミ油症は全身の症状を伴うことに理解が乏しいなど、医師のカネミ油症に関する知識が不足しているので、医師に情報提供をしてほしい。・カネミ油症は全身の疾患なので、臓器ごとではなく、総合的な観点から診療を受けたい。	ご指摘を踏まえ、指針第六の「カネミ油症に係る知見を有する医師」を「カネミ油症の症状、治療等に係る知識や理解を有する医師」と修正いたします。 油症治療研究班に蓄積される最新の研究成果や医師の治療の参考となる症例集について、全国の医療機関に対してインターネット等により速やかに情報提供していきます。
2 2	定期的な協議	・国、カネミ倉庫株式会社及びカネミ油症患者による定期的な協議における代表者は人数を限定するとともに、弁護士・支援者などは含めないようにするべき。 ・三者協議においては、弁護士・支援者などにも意見を言わせてほしい。	国、カネミ倉庫株式会社及びカネミ油症患者による定期的な協議 (以下「三者協議」という。)の在り方については、当事者であるカネミ倉庫株式会社及びカネミ油症患者の団体の方々と相談する中で検討することとしています。

2 3		三者協議においては、患者への旅費の支給など、患者が出席しやすくなるようにしてほしい。	異なる立場の三者が参画する三 者協議の性格上、患者の方々に国 から旅費を支給することは困難と 考えていますが、できるだけ患者 の方々が出席しやすいよう、九州 地方で開催するなどの配慮を行っ ていきたいと考えております。
2 4	普及啓発	・カネミ油症に関する正しい知識の 普及啓発について、国、医療機関、 関係地方公共団体における具体的な 取組を示してほしい。 ・本法律や、検診の案内、医療機関 の一覧など、法律に基づく支援策に ついて、リーフレット等により広く 周知してほしい。	カネミ油症患者の支援策について患者の方々等に周知するとともに、カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発を図るため、カネミ油症の概要、法や支援策、検診のご案内、医療機関の一覧表等について、厚生労働省ホームページ等を通じて情報提供を行っていきます。
2 5	その他	・関係地方公共団体の過度な負担とならないよう、予算等において配慮すべき。	国が行う健康実態調査支援金の 支給については国の負担で実施し ます。 また、関係地方公共団体には、 法第五条に規定された責務を踏ま え、対応をお願いしたいと考えて います。
2 6		・本指針は随時必要に応じて見直すべきであって、意見募集も今回に限らず随時行うべきである。	本指針の見直しについては、現時点では未定ですが、今後の施策の進捗状況等に応じて、適切に見直しを行っていくものと考えています。

※指針第三の平成20年度の健康実態調査の実施体制について、不正確な記述であったことから、「平成20年度には、油症治療研究班において」を「平成20年度には、国において、油症治療研究班の協力を得て」に修正します。